

# 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 ふれあい学習推進協議会 設置要綱

## ( 目的及び設置 )

第 1 条 大島地区において地域・学校・関係機関と社会福祉協議会が連携し福祉教育を推進することを目的とし、社会福祉法人・西海市社会福祉協議会(以下、「社協」という)にふれあい学習推進協議会(以下、「協議会」という)を設置する。

## ( 事務局 )

第 2 条 この協議会の事務局を、社協本所内に置く。

## ( 推進委員 )

第 3 条 この協議会に数名の委員を置く。

2 委員は以下の中から社協会長が委嘱する。

- (1) ふれあい学習を実施する関係機関・団体
- (2) 社会福祉協議会
- (3) その他特に必要と認められるもの

## ( 設置期間 )

第 4 条 この協議会の設置期間は、平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月迄とする。

## ( 予 算 )

第 5 条 協議会にかかる経費は、長崎県社協「ふれあい学習」推進地区指定事業の助成金を充てる。

## ( 補 則 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。